

第21号

公益社団法人 秋田被害者支援センターだより



発行日 平成26年3月1日
発行者 公益社団法人秋田被害者支援センター
理事長 内藤 徹
住 所 〒010-0922
秋田市旭北栄町1番5号
秋田県社会福祉会館本館4階
TEL 018-893-5935 FAX 018-893-5938
URL <http://www.av.s.or.jp>



あいさつ

秋田県公安委員会 委員長

芳賀京子

皆様には、日頃から被害に遭われた方々に対する支援活動に御尽力いただき、心から感謝申し上げます。

事件の認知件数、検挙率などから見ますと「日本一安全で安心な県」と自負しても過言ではない昨今の県内情勢ではありますが、平成23年に発生した東日本大震災をはじめ、昨年、県内各地で起こった大雨・洪水、土砂崩れ等の大きな自然災害は、いつ自分自身が災害被害者になるかもしれないという思いを我々に抱かせることになりました。もちろん毎日のように起こっている交通事故や凶悪犯罪の被害者になることも、誰にでも起こり得ることです。

「もし自分が被害者の立場に立たされたら」どんな思いで自分自身と向き合っていかなければならないのか、どのようにして立ち直っていけるのか、どんな支援がほしいのか。そこから出発するのが「被害者支援」の原点なのだろうと思います。

古代中国の思想家「孟子」は、人の本性は善であると考え「性善説」を唱えました。人間は生来「惻隠の心」を持っているというのがその最初に書かれている言葉です。「惻」とは、いつも心について離れないようす。「隠」は、相手の身に寄り添って心配することとあります。

大部分の日本人はその心を持ち、自分よりも困っている人に、先ず支援の手を伸べてほしいと考え、行動に移すことができるという事実は、東日本大震災の直後に我々が実際に見聞きし、体験した事であります。

秋田被害者支援センターでは、ボランティアの皆様が中心となっている支援員の他、弁護士、医師、心理学者、臨床心理士などの専門家の方々が惻隠の心を持って、被害者の皆様を支えてくださっており、その活動に対しまして、心からの感謝を申し上げたいと思います。

結びに貴センターの益々の御発展と会員の皆様の御健勝を祈念申し上げますとともに、私共も一人一人がお互いに支えあうという心を失わずに、毎日を過ごしていきたいと思っています。

～ 会費や寄附金は、課税優遇措置の対象になります～

「公益社団法人」の当センターにご寄附（賛助会費を含む）をしていただいた場合、税制上の優遇措置を受けることができます。



更生保護と被害者支援

秋田保護観察所 企画調整課長（被害者担当官）
五十嵐 達

昨年9月25日（水）、秋田被害者支援センターの定例研修において、標題の研修を実施する機会をいただきました。

「更生保護」とは、なじみの薄い言葉かと思いますが、刑事司法の手続の流れの中で、アンカーとも言える、私たちの社会との接点に当たる部分を担う業務です。

犯罪や非行により社会の枠組みから外れた者は、永久に社会から追放してしまう・・・ということできません。枠組みの中で再び罪を犯すことのない生活をさせることが求められます。一定期間、社会の中で指導監督や援助等を行う「保護観察」を実施する保護観察所や、定められた刑期や処分期間の範囲内で刑務所や少年院という矯正施設から社会に戻し、保護観察を受ける機会を与える「仮釈放」「仮退院」を決定する地方更生保護委員会という法務省の組織が、この「更生保護」を担当しています。

保護観察は、裁判所の判決、決定に基づき、執行猶予や保護処分で直ちに社会内で受けるという場合もありますし、矯正施設での処遇を受けた後、仮釈放等により社会に戻る際に受ける場合もあります。

これら、更生保護の機関においても、国の犯罪被害者支援施策を担当しており、刑の執行全般を指揮する検察庁や施設での処遇を行う矯正施設に引き続いて、処遇状況等の情報提供を行う「通知制度」を実施しています。また、更生保護独自の支援メニューとしては、仮釈放等に関する意見をお聞きする「意見等聴取制度」、

保護観察中の加害者に被害者等のお気持ちを伝える「心情等伝達制度」があり、上述の「通知制度」を利用することにより、これらの制度の利用できるタイミングを知ることができます。

もちろん、すべての加害者に仮釈放等の機会があるわけではありませんし、保護観察を経ることなく社会に帰っていく者が大多数ですが、犯罪被害者等の方々の意向をできるだけ生かせる機会を提供し、また、その意向を取り入れた指導等を行っていきたくと考えております。

法務省のホームページやリーフレットで、制度の御案内は行っておりますが、まだまだ広報が必要ですので、機関紙の紙面を利用させていただいたり、研修の機会をまた改めて御提供いただければと考えております。被害者支援センターにおける支援の現場でも、一連の制度について御理解いただいた上、情報提供に御配慮いただけますと幸いです。

保護観察所では、私を含め専任の被害者担当官と、被害者担当保護司を置いています。秋田では被害者担当保護司に被害者支援センターの佐々木相談員をお迎えしており、相互の連携が一層深まることを期待しております。

様々な機関、団体による、途切れない支援が、犯罪被害者等基本法の理念です。

更生保護と被害者支援センターも、お互いの役割、機能を十分に生かすことができるよう、研修等を通じて、相互の理解を深めることにより、よりよい支援につなげていきたいと思えます。

平成25年度 犯罪被害者週間 (11月25日～12月1日)

◆◆プログラム◆◆

●あいさつ

秋田県副知事
秋田県警察本部長

堀井 啓一
志村 務

●来賓あいさつ・紹介

秋田県議会議長 能登 裕一 氏

●犯罪の被害を受けた方々への子ども達の思い

◇「命の大切さ学習教室作文コンクール」の優秀作品の表彰・朗読
最優秀賞(朗読者)

小学生の部 能代市立第四小学校 6年……大山 友愛 さん
中学生の部 秋田市立山王中学校 2年……岩戸 紗英 さん
高校生の部 秋田県立西仙北高校 3年……渡辺 麻友 さん

優秀賞

小学生の部 能代市立第四小学校 6年……佐々木真呼 さん
中学生の部 湯沢市立湯沢北中学校 2年……土田 真有 さん
高校生の部 秋田県立小坂高校 1年……安保 葵 さん

●行政説明

秋田県県民文化政策課安全安心まちづくり・交通安全班
主幹兼班長 渡辺 広之進

●講演

「忘れていませんか 生命(いのち)の大切さ」

犯罪被害者遺族(行政対象暴力事件)

小佐々 洌子 氏

プロフィール 小佐々 洌子(こささ きよこ)

平成13年10月31日、栃木県鹿沼市環境対策部参事であった小佐々守氏(当時57歳)が、廃棄物処理業者の不正問題が原因で、元暴力団関係者らに拉致され、群馬県の山中で殺害された行政対象暴力事件の遺族(遺体はまだ発見されていない)。

同氏は、犯罪被害者遺族の苦しみ、行政対象暴力の排除、生命の大切さなどについて、全国で講演を行っている。現在、公益社団法人被害者支援センターとちぎ相談補助員、被害者自助グループにも参加している。

●閉会あいさつ

(公社)秋田被害者支援センター理事長 内藤 徹

平成25年度 犯罪被害者週間

犯罪被害者週間に合わせた「県民のつどい」が11月24日(日)に秋田県庁第二庁舎8階大会議室において開催されました。

犯罪被害者等に対する県民の理解を深め支援の輪を広げるためと、犯罪の被害者も加害者も出さない安全・安心なまちづくりを推進することを目的にしております。「つどい」では、県内の小、中、高校生3人が被害者遺族に宛てた手紙の朗読や、栃木県鹿沼市職員殺害事件の遺族小佐々洌子氏による「忘れていませんか生命の大切さ」と題して講演がありました。

犯罪被害者週間「県民のつどい」



「あいさつする
堀井副知事」

「ホール前 展示コーナー」

犯罪被害者支援功労者表彰 栄誉賞を受賞

H25年10月東京都内イノホールで開催された「全国犯罪被害者支援フォーラム2013」において多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、特に顕著な功労があったと認められる犯罪被害相談員等に授与する犯罪被害者支援功労者表彰として鈴木邦子氏が「栄誉章」を受賞しました。

秋田被害者支援センター設立以来、相談・直接的支援・広報啓発活動に積極的に取り組み、現在直接的支援室長として豊富な知識や経験を生かし、被害者等の心情に配慮した支援を行うと共に、後輩の指導に心血を注ぎ、他の支援員を牽引する役割を担っておられます。

受賞によせて

この度は、名誉ある「栄誉章」をいただきありがとうございます。設立当初から当センターの上司・仲間の皆様や、たくさんの方々からの支えや励ましをいただいたお陰と、心より感謝申し上げます。思いもよらない受賞に戸惑っておりますが、受賞に恥じる事のない支援活動に精進して参りたいと思っております。

鈴木 邦子



広報啓発活動

〈街頭キャンペーン〉



9月21日（土）交通安全ふれあい広場 アゴラ広場

広く一般市民の方々に当センターの存在を知っていただきたく広報啓発活動を行っております。



11月17日（日）
世界道路交通事故犠牲者の日イベント
秋田駅ぼろーど



10月6日（日）遊学舎まつり・バザー

〈関係機関とセンターとよりよい連携に向けて〉

県・県警および市町村の窓口担当者を対象に10月28日（月）秋田県自治研修所において平成25年度ブロック別総合的対応窓口担当者研修会を開催しました。



10月28日（月）潟上市道の駅 食菜館「くらら」にて
五城目警察署員とキャンペーン活動



10月28日（月）研修風景

〈男鹿市安全・安心まちづくり市民大会での講話活動〉

平成25年11月28日（木）男鹿市民文化会館小ホールにおいて開催された「男鹿市安全・安心まちづくり市民大会」で広報活動（講話）を行い、その際ご厚意により設置していただいた募金箱に、参加された皆様から多大なるご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。



25年度研修報告（下期）

◇定例研修

- 8月26日 被害者支援で今できることは
(10期生合同)
みやぎ被害者支援センター 大場事務局長
- 9月25日 更生保護と被害者支援（10期生合同）
秋田保護観察所企画課長 五十嵐 達
- 10月23日 北海道・東北ブロック研修報告と実践
- 11月27日 効果的な活動とは
- 12月21日 全国研修・北海道東北ブロック研修報告と実践
- 1月25日 上級セミナー・自助グループ継続研修報告
自己理解のエクササイズ（10期生合同）
- 2月22日 全国被害者支援ネットワークの活動について
- 3月26日 定例研修の振り返り

◇養成研修

- 4月18日 開始
現在 8名研修中
- 26年3月12日 修了予定



◇県外研修

- 10月18日～20日
全国犯罪被害者支援フォーラム2013
秋期全国研修会 東京 参加者 4名
- 11月18日～19日
自助グループ継続研修 東京 参加者 1名
- 11月20日～21日
北海道・東北ブロック研修会
青森市 講師 2名 参加者 4名
- 26年1月29日～31日
コーディネーター研修（後期）
東京 参加者 1名
- 26年2月3日～7日
課題研修 上級 東京 参加者 1名
- 26年2月24日～28日
課題研修 上級 東京 参加者 1名

センターの運営を
支えてくださる皆様 **—ご支援・ご協力ありがとうございます—**

多額寄附団体

- * (株)アマノ (敬称省略)
- * マックスバリュ東北(株)
- * 全日本俳画穂有会伊藤教室

清涼飲料水等自動販売機による寄附

- * みちのくキャンティーン(株) (敬称省略)
- * みちのくコココーラボトリング(株)
- * サントリービバレッジサービス(株)
- * ネオス(株)
- * ダイドービジネスサービス(株)
- * 大館ヤクルト販売(株)
- * 横手ヤクルト販売(株)
- * (株)ジャパンビバレッジ



毎月11日は、黄色いレシートの日です。お店に団体名・活動内容が書かれた投函ボックスが設置されており、応援したい団体名の箱に黄色いレシートを入れるとレシート金額の1%を寄附出来るキャンペーンです。当センターもマックスバリュ広面店様のご好意により、団体登録させていただいております。

当センターが行っております犯罪被害者等支援の社会貢献活動のために、あなた様のお買い上げレシートを私たちにお預け下さい。ご協力をお願いします。



犯罪被害者等支援のパートナーになってください

～寄附金付自動販売機の設置にご協力をお願いします～

当センターでは、売上金の一部が犯罪被害者等支援に充てられる支援自販機を設置する事が可能となりました。社会貢献の一環として、当センターの認知度を向上させるためにこの自販機を設置していただける方や団体を募集しております。今後とも犯罪被害者等の方々への支援活動へのご理解とご支援をお願いします。



(公社)秋田被害者支援センターの活動を支える賛助会員募集!

私たちの活動は、皆様の賛助会費で支えられています。支援活動員は、ボランティアです。会員の方には、センターだより、講演会、フォーラム等のご案内を差し上げます。

(公社)秋田被害者支援センターの活動の主旨にご賛同いただき、ご支援いただくものです。

- ◆個人 1口 1,000円
 - ◆法人又は団体 1口 5,000円
- ※1口以上、何口でもお願い致します。
- (各口座共通) 公益社団法人秋田被害者支援センター
秋田銀行 本店 普通 No.476400
北都銀行 本店 普通 No.0953069
郵便振替口座 No.02220-6-80225

公益社団法人秋田被害者支援センターの活動内容

交通事故や犯罪等の被害にあわれた方々の「支援組織」として設立された民間団体です。
当センターは、支援活動員や弁護士、医師、臨床心理士等の専門家によって支えられています。

安心して相談できる場所

●電話相談

警察をはじめとする関係機関・団体等と連携を密にし、市民の立場に立った支援活動を行います。



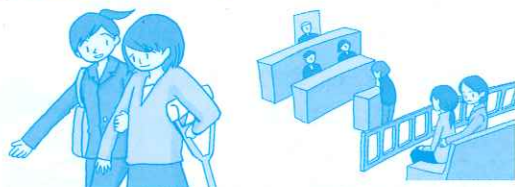
●面接相談

犯罪被害相談員により随時行っております。必要に応じて専門家(弁護士・臨床心理士等)が対応いたします。(要予約)



●付き添いなどの直接的支援

希望に応じて、病院や法廷への付き添いなど、直接的な支援を行います。



●特別支援

性犯罪及びストーカー行為、傷害等の被害者に対する治療費及び転居費用等の補助を行います。

●犯罪被害者等給付金申請補助

犯罪被害者等給付金申請の補助手続きをします。

●自助グループへの支援

交通死亡事故被害者の会(自助グループ)の被害者同士が集う交流の場の提供や、活動の支援を行います。

●広報・啓発活動

被害者の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知するための広報・啓発活動を行います。

●支援活動員の育成

犯罪被害相談員・支援活動員の養成を目的として基礎研修、実地研修を継続的に行うほか、専門講師の指導を得て、相談受理等、支援技術の向上を図っています。

一人で悩まないで、まずはお電話をおかけください。

秋田県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 秋田被害者支援センター

【相談電話】

☎ 0120-62-8010

☎ 018-893-5937

月曜日～金曜日 午前10:00～午後4:00
(祝日・年末年始を除く)

編集後記

故事のたとえに「人間万事塞翁が馬」があります。人間、何がいつどのような事が起こるか分かりません。午年の今年、公益社団法人化された当センター、現実厳しいものがありますが、被害者支援のために前に進む次のステップを学ばせてもらう年になりそうです。

センターだより21号をお届けいたします。(K.S)